

## 令和7年度 横三地区総体（バドミントン） 開催要項

- 1 大会の名称 横三地区総体 バドミンントンの部
- 2 主 催 横三地区高等学校体育連盟
- 3 主 管 横三地区高等学校体育連盟バドミントン専門部
- 4 後 援 神奈川県教育委員会、神奈川県高等学校体育連盟  
横須賀市スポーツ協会、横須賀バドミントン協会  
横須賀市教育委員会、三浦市教育委員会、逗子市教育委員会、葉山町教育委員会
- 5 会 場 横須賀南体育館 (〒239-0831 横須賀市久里浜 6-14-1)
- 6 大会期日 8月24日(日)
- 7 競技方法 団体戦・2複1単  
(選手は5～7名の登録で複数チームに兼ねて登録することはできない。  
また、当日のメンバー変更を認める)
- 8 引率・監督 生徒は、各校の顧問及び引率責任者の資格を持つ指導員によって、必ず引率されるものとする。なお、監督は、顧問か学校長の認めた嘱託コーチとする。
- 9 参加資格 横三地区の高等学校に在籍の生徒。各校男女各3チームまでの参加とする。  
本年度も、複数校による合同チームでの参加を認める。合同チームについては  
申込前に、大会本部による調整を経てからの申込とする。  
単独校で複数チームが出場する場合、シードチームを決めて、組合せを行うため  
チームの戦力が均衡になるように分けるのではなく、実力順に分けること。  
なお、上位チームからA, B, Cとすること。メンバー変更においては、同一校内  
では、下位チームから上位チームへの移動は認めるがその逆は認めない。  
メンバー変更は申込ファイル内にある用紙を利用すること。また、メンバー変更  
などによりチームが最低数の5人に満たなくなる場合にオープン参加を認める場合  
がある。
- 10 参加申込 県高体連バドミントン専門部のホームページ内にある申込用紙(エクセル形式)に  
入力の上、県高体連バドミントン専門部の各種申し込みのページより、メール添付  
で申込先に送付すること。提出用紙については当該校長の責任において、押印をし  
て、組み合わせ会議事に持参すること。  
申込先：(メール) ホームページ上の各種申し込み(横三地区)  
(文書提出) 公印を押印の上、組み合わせ会議に持参  
申込期限：(メール) 令和7年8月15日(金)  
(提出文書) 令和7年8月22日(金) (組み合わせ会議に持参)
- 11 参加料 無 料
- 12 表 彰 男女各3位までの入賞チームに賞状を授与する。
- 13 大会経費 横三地区高体連事業運営費にて、大会を実施。(予算：99,000円)

- 14 参加上の注意 (1) 競技中の疾病・障害などの応急処置は、主催者（主管専門部）で行うが、その後の責任は負わない。参加者は健康保険証を持参すること。
- (2) 出場のチーム選手は、必ず引率責任者によって引率され、学校は選手の全ての行動に対し責任を負うものとする。
- 15 個人情報の取り扱いについて  
大会参加に際して提供される個人情報は本大会活動に利用するものとし、これ以外の目的に利用することはありません。
- 16 諸連絡 (1) 組み合わせ会議に、提出書類を持参してその場で提出する形式をとっているため。  
参加校の顧問は、必ず組み合わせ会議に参加してください。  
日時：8月22日（金）15：00～  
会場：市立横須賀総合高等学校。
- (2) 本大会使用球は、(公財) 日本バドミントン協会公認二種検定球とする。
- (3) 試合中に、コートサイドに置くタオルやドリンクなどは必ずバッグの中に入れて置くこと。  
フロア内では、必ず体育館用の靴を着用すること。
- (4) 熱中症対策・感染症対策として、空調システムを利用する予定である。  
あるいは、試合中であっても一斉に換気をする時間を設けるか、会場の一部を開放し、常時換気を行う。一斉の換気をする場合には、放送によって指示をする。
- (5) 審判については、敗者審判制を採用する。審判は、原則として主審・線審 2 名のみとし。サービス・ジャッジは設定せず主審が兼ねる。線審のうち 1 名は得点係を兼ねる。  
出場選手は、主審・線審ができるよう事前にルールについて必ず学習しておくこと。
- (6) 大会の参加チーム数によって、特別ルールによる試合を行う場合もある。  
(例：15 点 3 ゲーム制、30 点 1 ゲーム制、インターバルを設けないなど)
- (7) フロアに降りることができるのは、試合を行っているチームの選手及び審判のみとする。  
試合を待機する場合は、2 階にて待機すること。  
なお、待機場所などについては当日の体育館使用規定を最優先する。
- (8) 応援については、拍手と中心としたものとし、ホームページ上にある冊子「審判関係資料」に記載されている内容をよく守ること。